

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本スタンプコンクリート協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岐阜県瑞浪市釜戸町1858番地の277に置く。

(目的)

第3条 当法人は、エクステリア工事の技術の向上、エクステリア工事に関連する産業の健全な発展に寄与することを目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。

1. エクステリア工事の技術、技能に関する指導
2. エクステリア工事の技術、技能に関する講習会の開催
3. エクステリア工事の技術、技能に関する調査研究
4. エクステリア工事の技術、技能に関する基準の作成、評価、認定
5. エクステリア工事の技術、技能に関する検定
6. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

(社員の資格喪失)

第6条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退社したとき
2. 成年被後見人又は被保佐人になったとき
3. 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
4. 1年以上会費を滞納したとき
5. 除名されたとき
6. 総社員の同意があったとき

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。

第3章 社員総会

(社員総会)

第8条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎年1月にこれを開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

第4章 役員

(役員の設定)

第9条 当法人に、理事3名以上を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事は、理事の互選によって定める。

(役員構成)

第10条 当法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 この法人の構成員は社員及び理事及び会員とし、社員をもって一般社団法人の法律上の社員とする。

第5章 計算

(事業年度)

第11条 当法人の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの年1期とする。

(剰余金の処分制限)

第12条 当法人は、「非営利性が徹底された非営利型法人」として、剰余金の分配を行うことができない

(残余財産の帰属)

第13条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 会費

(入会金と年会費について)

第14条 入会金や年会費、その他特典、義務などについては、別途協会規約に準ずる。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第15条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和2年10月31日までとする。

(設立時の役員)

第15条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 角 出 亘

設立時理事 野 上 浩 一

設立時理事 田 中 智 司

設立時理事 横 井 宏 光

住所 愛知県春日井市廻間町1215番地228

設立時代表理事 角 出 亘

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第16条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

愛知県春日井市廻間町1215番地228

角 出 亘

愛知県春日井市神屋町1405番地10

角 出 金 治

愛知県春日井市神屋町1405番地10

角 出 初 美

以上、一般社団法人日本スタンプコンクリート協会設立に際し、設立時社員角出 亘、角出金治、角出初美の定款作成代理人である司法書士 野村哲司は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和元年10月30日

設立時社員 角 出 亘

設立時社員 角 出 金 治

設立時社員 角 出 初 美

上記設立時社員の定款作成代理人
司法書士 野 村 哲 司

改訂事項

- ・理事の追加
 - ・第6章の追加
 - ・第10条 2の追加
- 2020年2月22日改訂

